

多度津町耐震改修促進計画

(第四次計画)

平成23年3月

平成28年1月(改正)

平成29年3月(改正)

平成31年3月(改正)

令和3年3月(改正)

令和4年3月(改正)

令和8年4月(改正)

多度津町

第1章 基本的事項

1 計画の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が失われましたが、このうち4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものと言われており、これは地震による直接的な死者数5,502人の約9割に相当します。その後も平成16年には新潟県中越地震、平成17年には福岡県西方沖地震、平成20年には岩手県宮城内陸地震などの大地震が頻発しており、特に平成23年に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年の熊本地震では、震度7の揺れが連続して発生し、約3万7千棟の住宅が全半壊、約2千8百棟の建物が被害を受けるなど大きな被害が発生しました。このことから、わが国において、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識がさらに高まったものと考えています。

このような中、地震による死者数を減少させることを目的として平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号（以下「基本方針」という。））」を示し、都道府県は基本方針に基づき耐震改修促進計画を定めるものとされ、市町村は耐震改修促進計画の策定に努めることとされました。

本町もこれらに基づき、平成23年に住宅・建築物の耐震化を促進するための「多度津町耐震改修促進計画」を策定し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定め、住宅・建築物の耐震化に向けた各種施策に取り組んできました。

その後も、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生したことにより、旧耐震基準の住宅等の耐震対策の必要性が再認識されたところです。令和6年1月の能登半島地震では、震度7の揺れが発生し、住家の全半壊の被害は約3万棟にのぼりました。その一方で、国の社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会によると、耐震改修を行った建築物については、倒壊・崩壊の被害はなく、これまで進めてきた耐震対策の有効性が確認されたところです。

加えて、政府の地震調査研究推進本部による長期評価では、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「60%～90%程度以上」（令和7年1月1日時点）とされており、香川県においても大きな被害を受けることが予想されており、住宅・建築物の耐震化を加速させる施策の強化が喫緊の課題となっています。

こうした背景を踏まえ、香川県が市町の耐震改修促進計画の指針となる「香川県耐震改修促進計画（第四次計画）」を策定したことから、本町においても国の指針を踏まえ県計画と整合性を図りつつ「多度津町耐震改修促進計画（第四次計画）」（以下「第四次計画」という。）を策定しました。

2 計画の目的

本計画は、本町における住宅・建築物の地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及

び経済的被害を軽減するため、主として昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準で建築された既存住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進することを目的としています。

3 計画策定の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条に基づき策定し、国の基本方針、「香川県建築物耐震改修促進計画（第四次計画）」及び「多度津町地域防災計画」と整合性のある計画として位置づけます。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

5 対象区域

本計画の対象区域は多度津町内全域とします。

6 対象建築物

住宅は市民の生活基盤であり、大規模地震が発生した際に住宅の倒壊を防止し、被害を軽減することができるため、耐震化を行うことは、欠かすことのできない備えであるといえます。また、多数の者が利用する建築物は、大規模地震発生時に倒壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、耐震化を進める必要があります。

このことから、本計画においては、住宅および多数の者が利用する建築物（表1-1に掲げる用途、規模のもの）を対象建築物とします。

表1-1 多数の者が利用する建築物 ※1

用途		規模
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等（庁舎、消防本部等）		階数3以上かつ1,000㎡以上
学校	小学校、中学校、特別支援学校等	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校（幼稚園は除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数2以上かつ500㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上
公営住宅等		
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、卸売市場、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
劇場、観覧場、映画館、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、飲食店、料理店、公衆浴場、遊技場その他これらに類するもの		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物

7 多度津町の想定被害状況

南海トラフ※2を震源域とする地震により、多度津町では以下のとおり被害が想定されています。

表1-2 南海トラフを震源域とする地震による多度津町の被害想定（最大クラス※3）

項 目		被 害 想 定 結 果
条件	震源域	南海トラフ
	モーメントマグニチュード※4	9.0M
震度の予測	震度分布	6弱～6強
	液状化分布	沿岸部 危険度 A～B※5 その他のほぼ全域 危険度 B～D※5
	津波	最高津波水位 3.6m
建物被害 （全焼・消失） ※6	揺れ	840棟
	液状化	120棟
	津波	60棟
	急傾斜地崩壊	わずかにある
	地震火災	70棟
	合計	1,100棟
人的被害 （死者数） ※6	建物倒壊	50人 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による死者 わずかにある）
	津波	80人
	急傾斜地崩壊	0人
	火災	わずかにある
	ブロック塀等被害	わずかにある
	災害関連死	40～80人
	合計	最大210人
人的被害 （負傷者数） ※6	建物倒壊	570人 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による負傷者 50人）
	津波	60人
	急傾斜地崩壊	0人
	火災	わずかにある
	ブロック塀等被害	わずかにある
	合計	630人

出展：香川県地震・津波被害想定調査報告書（令和7年9月2日公表）

※2：南海トラフ

プレートが沈み込み、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼びます。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいます。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4,000mもある巨大な海溝です。

※3：最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば甚大な被害をもたらす地震・津波です。

※4：モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。この岩盤のずれの規模もとにして計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュードといいます。いわゆるマグニチュードは、日本では、気象庁マグニチュードを指し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震のエネルギーであり、規模の大きな地震になると、地盤のずれの規模を正確に表せません。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するものに適しており、国際的に使われています。

※5：液状化危険度区分

危険度A：液状化の可能性大 危険度B：液状化の可能性中
危険度C：液状化の可能性小 危険度D：液状化の可能性なし

※6：被害算定にあたっての条件

被害の想定シーンは、人的被害が最大となる冬・朝5時とします。（ただし、建物被害（地震火災）のみ、被害が甚大となる冬・夕方18時とします。）

7 本計画とSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals）は平成27年9月、国連サミットにおいて採択された令和12年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すこととされています。

本計画は、大規模な地震による住宅・建築物の倒壊から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としており、「11 住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性が同じであり、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていきます。

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）では、本町の住宅数（空き家除く）は、約7,800戸となっています。

そのうち昭和56年以後の新耐震基準で建てられた住宅が約5,600戸あり、それ以外の約2,200戸が昭和55年以前の旧耐震基準で建てられた住宅です。国が示す推計方法により推計を行うと、この約2,200戸のうち約1,000戸は耐震性を有しているものと考えられます。

以上のことから、本町の住宅のうち、耐震性のある住宅は約6,600戸（耐震化率83.9%）、旧耐震基準で建てられた住宅のうち約57%の建物が耐震性を有していないものと推計しました。

表2-1 住宅の耐震化の現状（戸数）

対象建築物	総数 A	耐震性なし	耐震性あり			耐震化率 B/A
		旧耐震基準		新耐震基準	耐震性あり 計 B	
		耐震性なし	耐震性あり	耐震性あり		
住宅	7,830	1,261	953	5,616	6,569	83.9%

（令和5年住宅・土地統計調査結果をもとに令和2年度に国土交通省から提供された手法による推計）

(2) 多数の者が利用する建築物における耐震化の現状

多数の者が利用する建築物については、地震発生時の被害が甚大になる恐れがあるため、耐震化を促進する必要があります。

本町においては、庁舎、学校、福祉施設等については、耐震化率は100%となっていますが、体育館及び病院・診療所は耐震改修が未実施の建築物もあり、多数の者が利用する建築物全体の耐震化率は90.5%となっています。

表2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（棟数）

対象建築物	総数 A	耐震性なし 又は不明	耐震性あり B	耐震化率 A/B
庁舎（拠点施設等）	5	0	5	100%
学校（小学校・中学校）	6	0	6	100%
学校（高等学校以上）	8	0	8	100%
体育館	2	2	0	0%
老人ホーム等	6	0	6	100%
保育所	5	0	5	100%
病院・診療所	5	2	3	60%
公営住宅 ※7	3	0	3	100%
集会場	1	0	1	100%
スポーツ練習場	1	0	1	100%
計	42	4	38	90.5%

（令和7年度末時点）

※7 公営住宅のうち階数3以上かつ1,000㎡以上の建築物

(3) 耐震化の課題

○旧耐震基準で建築された住宅の所有者が高齢化しており、耐震化への意欲がますます低下することが懸念されます。

○耐震化率を引き上げる要素の大部分は建替えですが、建替え費用が高額であり、社会経済情勢の変化に大きく影響されます。

2 耐震化の目標

香川県耐震改修促進計画（第四次計画）（県計画）において、令和12年度末までの耐震化について、県内の住宅の耐震化率は92%に向上すること、多数の者が利用する建築物の耐震化はおおむね解消することを目標としています。本計画においても県計画と整合をとり、住宅の耐震化率は92%に向上すること、多数の者が利用する建築物の耐震化はおおむね解消することを目標とします。

表2-3 耐震化の目標

対象建築物	耐震化率	
	現状	目標（令和12年度末）
住宅	83.9%	92%
多数の者が利用する建築物	90.5%	おおむね解消 ※8

※8 「おおむね解消」とは、耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指すことを目標としています。

第3章 建築物の耐震化を図るための施策

1 役割分担

建物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上、重要であり、また大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減に有効であるという基本的な認識のもと、建築物の所有者及び町は以下の役割を担い、耐震化を促進するものとします。

(1) 建築物の所有者の役割

地震発生危険性やその予測される程度などを正しく知り、普段から地震に備えておくとともに建築物の耐震化に努めます。

① 耐震診断、耐震改修

- ・住宅・建築物の耐震診断
- ・耐震診断の結果に応じ、耐震改修または建替え
- ・総合的な対策として、コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策
- ・ブロック塀などの安全点検
- ・建築設備の耐震対策
- ・地震保険の加入、家具の転倒防止対策や感震ブレーカーの設置

(2) 町の役割

町は、町民の生命と財産を保護する取組を含め、地域の実情に応じた施策に取り組みます。

① 多度津町耐震改修促進計画の策定

- ・現状を踏まえた建築物の耐震化の促進を図るための計画の策定
- ・計画の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- ・町の地域防災計画で定める避難路の指定と状況の把握
- ・支援制度の創設の検討
- ・「アクションプログラム」の策定とPDCAの実行（取組み、進捗状況の把握や検証）

② 耐震診断、耐震改修の促進

- ・町有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ・民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ・家具の転倒防止対策や感震ブレーカーの設置の促進

③ 普及、啓発等

- ・耐震化に関する相談窓口の設置及び運営
- ・耐震化に関する情報の提供
- ・自治会組織を活用しての耐震化の啓発

- ・建築士をはじめとした専門家に個別に相談できる機会の定期的な提供

④ 県及び建築関係団体との連携

- ・県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力
- ・大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施
- ・火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- ・地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- ・自治会との連携及び相互協力
- ・各地域の実情に応じた耐震診断・耐震改修を担う人材育成
- ・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、学校等地域に根ざした共同体との連携構築

2 町が実施する施策

(1) 建築物の耐震化の促進

① 町有建築物の耐震化の促進

町有建築物については、その施設の使用状況等を勘案の上、必要に応じて耐震性の確保を図ります。

② 民間住宅の耐震化の促進

民間住宅の耐震化を促進するため、耐震診断および耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助することで、建物所有者の耐震化の取組を支援します。

③ 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進

多数の者が利用する民間の建築物のうち、耐震性を有していない建築物については、建築物の所有者に対する香川県が行う指導等に協力し、耐震化を促進します。

④ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

香川県地域防災計画で位置づけられた緊急輸送路のうち町内の道路沿いにある建築物等の耐震化を促進します。

(2) 地震対策の啓発、知識の普及

① 相談体制の整備・情報の提供

耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及を図るため、耐震診断等相談窓口を設置し、耐震診断等の具体的な方法を紹介します。

② 耐震化に関するガイドブック等の作成及び配布

耐震化に関するガイドブックを作成し窓口等で配布するとともに、耐震に関する情報についてもホームページ、広報誌を通じて、町民に広く普及していくよう努めます。

③地震防災マップの作成・公表

地盤の揺れやすさと建物倒壊の危険度を認識できる「地震防災マップ」を作成し、ホームページに公表するとともに全世帯に配布することを目指します。

④リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事を単独で行うことは、費用負担も大きいことから、リフォームと併せて実施することが有効な手段となります。このため耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や啓発に努めます。

⑤自治会組織、自主防災組織等との連携

地震対策の基本は「自らの命は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。町は、自治会組織や自主防災組織等に対し耐震化の啓発のため必要な支援を行い啓発等に努めます。

(3) 技術者の養成

県が行う耐震診断、耐震改修に関する事業者向けの講習会に協力し、技術者の養成に努めます。

《用語の定義》

本計画で使用する主な用語について以下のとおり定義するほか、特に定めない場合は、耐震改修促進法、同法関係政省令および関連告示の用語の例によるものとします。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却または敷地の整備をすること。
旧耐震基準	昭和56年6月1日の耐震基準の見直しがされる以前に工事着手した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に工事着手した建築物に適用される耐震基準。
耐震性	耐震性の有無は、大規模な地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性能を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊もしくは崩壊する危険性が低いと考えられる。